

ガソリンスタンドの行為による場所の提供と場屋営業主の責任

(東京高判平成一四年五月二九日判時一七九六号九五頁)

田 中 慎 一

一 事実の概要

ガソリンスタンドを経営している被告Y会社では、消防法上ガソリンスタンド内において自動車を預かることが禁止されていることもあって、顧客の自動車を預からないように従業員に指導していた。しかし、断り切れずに、自動車をY会社が経営するサービススタンド(以下「本件サービススタンド」とする)敷地内に一時保管することもあった。その際、自動車のキーはつけたままにしておくのが通例であったが、顧客があまりにも長時間戻ってこないときには、キーを抜いて本件サービススタンド内の事務所に保管することがあった。

原告X₁は、平成一一年秋頃から月二回ほど本件サービススタ

ドに来店し、給油の上二、三時間の間、原告X₂が使用者として登録されている本件自動車を駐車しておくのが慣例となっていた。また、時には、車を取りに来た際、従業員に一〇〇〇円を渡すこともあった。これに対し、Y会社の責任者の従業員であった訴外Aは、X₁に対し、駐車をしないように申し入れていたが、X₁は、車両を預かることはガソリンスタンドのサービス業務に当然含まれていると考え、駐車を続けてきた。

平成一二年四月一日午後一時頃、X₁は本件サービススタンドに本件自動車で乗り入れ、給油リール下にキーをつけたまま駐車し、車から降りた。その時、Yの従業員である訴外B及びCが、他車の給油作業中であった。X₁は近づいてきたBに給油の注文を

し、「置いていかれるのですか」と訪ねるBに対し、すぐ戻るところを告げた上で、本件サービスタンドを離れた。その後、本件自動車はBが給油後、Cにより本件サービスタンドの事務所正面付近に位置し、敷地の端にある油水分離器と歩道にかかる場所に移動して駐車した。

その後、B及びCは、顧客の応対や、事務所での事務処理を行っていたが、四月二日午前〇時三〇分頃、事務所内にいたB、Cは本件自動車が急発進で本件サービスタンドから走り去っていくことに気づき、Bがバイクでこれを追ったが見失った。

Bはその後、Aに電話した上で警察に通報し、代金未払で逃げたか盗難であるかははっきりしないことを届け出た。

四月二日三時三〇分から四〇分頃、X₁は本件サービスタンドに戻り、本件自動車が盗難されたとして、再びBに警察へ通報させた。

このような事実の下で、X₁、X₂は、本件自動車の盗難による損害について、寄託契約上の債務不履行責任、五九四条二項の場屋営業主の責任、不法行為責任（使用者責任）などを理由として損害賠償を求めて提訴した。

（原審 東京地判平成一三年一〇月一九日）

以下の理由から、原告の請求を棄却した。

寄託契約について、本件サービスタンドでは、顧客の自動車を預からない取り扱いをし、B及びCには顧客の自動車を保管する権限がなかったこと、X₁も本件サービスタンドが駐車を積極的に受け入れていない事実を認識していたこと、Bは積極的に保管を承諾する言動をしていないこと、X₁はBとの明確なやりとりをせずその場を立ち去っていること、BはX₁に対する漫然とした畏怖を抱いていることは否定できないことを認定し、寄託契約の成立に必要な目的物を保管する債務を負う旨の積極的合意がなかったため、寄託契約は成立していない。

五九四条二項の責任について、ガソリンスタンドは、ガソリン等の販売、洗車、オイル交換等の請負などをその営業とするものであって、顧客をしてその設備を利用させる関係にないことから、場屋営業ではない。

さらに、不法行為責任については、本件自動車は、代金完済時までは訴外Dを所有者とする特約が付されていることから、平成十二年四月一日時点で代金を完済していないX₁は所有者といえないため、所有権に基づく損害賠償請求には理由がない。

これに対し、原告は控訴。

二 判旨

控訴を棄却。

商法五九四条二項は、不特定多数の顧客が場屋に來集し、その携帯品につき紛失、盜難等の危険が少なくないことから、顧客が安心して場屋を利用できるようにその營業者の責任を特に強化した規定である。したがって、顧客がその場屋の營業目的に沿つた利用をしている場合に適用されるもので、營業に關連しないもの場屋の利用にこれを適用することができない。

ガソリンスタンドスタンドにおける營業である給油、洗車や簡単な自動車整備に伴い自動車が一時間スタンド内に滞留することはあるが、それを越えて自動車を預かることは特段の事情のない限り、その營業とは關連しないといふべき。

本件では、Y（被控訴人）の従業員において、X₁（控訴人）が本件自動車をおいておくことを事実上許容していたにすぎず、この駐車が本件サービススタンドの營業と關連すると認める特段の事情はないため同条同項を適用することはできない。

X₁が自動車を置いておくことを、Yの従業員が好意で許容していたにすぎない本件において、本件サービススタンドの事務室から比較的見えやすい場所に本件自動車を移動したことは、鍵をつけたままにしておいたとしても違法な行為といふことはできない。

その他の控訴人の主張については、原審を支持して棄却した。

三 研究

1 本判決の意義

本判決は、ガソリン營業を場屋營業に該当すると判断したと考えられる点、また、客が場屋内に携帯した物品が、場屋營業主または使用人の不注意によつて滅失、毀損した場合について定める五九四条二項の責任について、その適用範圍が顧客が場屋の營業目的に沿つて利用をしている場合に限定されるとした点で特徴があり興味深い。⁽¹⁾しかし、ガソリンスタンドを場屋營業とした根拠が示されていない点は問題であり、また、五九四条二項の責任、不法行為責任についても検討の余地がある。

なお、本判決をガソリンスタンドが場屋營業に該当しないと判示したとする文献があるが、本判決が適用を検討する五九四条二項は場屋營業に該当することが前提となること、第一審が場屋營業に該当しないとした部分を取り消して五九四条二項の適用について検討していることから、本判決はガソリンスタンドを場屋營業に該当するとして考へるべきである。⁽²⁾⁽³⁾

2 場屋営業の意義

本件においては、ガソリンスタンド営業が場屋営業にあたるか否かが争われ、ガソリンスタンド営業が場屋営業に当たることを前提に判断がなされているが、その理由は示されていない。そこで、場屋営業の意義を検討し、ガソリンスタンド営業がそれに該当するか否かを考察する。

条文中、場屋営業とは「客の来集を目的とする場屋における取引」(五〇二条七項)とされ、例として、旅店、飲食店、浴場が挙げられている(五九四条一項)が、これに限定されないと解されている。⁽⁴⁾しかし、客の来集を目的とする場屋の取引とは何かについては、特に規定されていない。これは、取引の内容が、業態によつて異なり、一つの企業取引類型として定型的な規整を行うことが法技術上困難であるからとされる。

この場屋営業について学説上は、旅館・ホテル営業、飲食店営業、浴場営業という条文中列挙されている形態に加えて、映画館・演劇場などの興行場営業、パチンコ屋・麻雀屋などの遊技場営業、理髪店・美容院などの理容・美容業を含むとする考え方が存する。⁽⁶⁾また、場屋営業の特徴として、このような列挙に加えて、公衆の来集に適する物的・人的設備をし、これを利用させることを目的とすることや、多数の客が出入りすること、客がある程度

の時間滞在すること⁽⁷⁾といった点が挙げられている。この見解は、場屋営業に該当するか否かについての判断基準までは示すものではないが、この特徴から基準を見いだすならば、①公衆の来集に適する物的・人的設備をなし、これを利用させることを目的とすること、②多数の客が出入りし、客がある程度の時間滞在することという二つを見いだすことができる。また、実際に、このような枠組みで場屋取引に該当するか否かを判断している裁判例もある。名古屋地判昭和五九年六月二九日⁽⁸⁾は、ゴルフ場でキャディに預けたゴルフバックが、客がクラブハウス内で入浴、食事中に紛失した事例において、「ゴルフ場経営もその本質的部分は、一定の設備を設けて広く一般の客の来集を待つこと」にあること、「客がある程度の時間その場所に滞在」し、「その滞在自体が営業の対象になっている」ことが「旅店、飲食店」等と共通するとして、ゴルフ場経営を場屋取引に該当すると判断して、ゴルフ場の経営者が五九四条一項に基づく損害賠償責任を負うことを認めた。

これと異なる基準を取る裁判例として、大審院昭和十二年一月二六日判決が挙げられる。この事例は、理髪業の営業譲渡により譲渡人が商法二二条、二三条(当時、現行一六条)の競業禁止義務を負うか否かが争われたものであるが、原審では理髪業が商法二六四条(七項)(当時、現行五〇二条七項)に規定する場屋

營業に該当するため商法の適用対象となり、營業讓渡人が競業避免義務を負うとした判断されていた。これに対して大審院は、場屋取引を、一方が場屋を利用させることを約し、相手方がこれに対して報酬を支払う取引と定義し、「場屋」とは、客の來集を目的とした一定の場所と必要な設備を兼ねたものであるとした。また、理髪業が場屋取引に該当するか否かについては以下のように判断した。すなわち場屋として一般に挙げられるものは、設備の利用を多数の來集に適した形にしたものであり、労務が提供されることがあつても設備の利用のために付随的に生じるものにすぎない。これに対して、理髪業は理髪行為という労務の提供が主たるものであり、その他の業務用設備は理髪行為の目的達成のために通常存するものとどまるもので、場屋取引とは業務の本質を異にするとした。この大審院判決は、取引の内容が、労務の提供が主たるものか、設備の利用が主たるものかで場屋取引に該当するか否かを判断するという判断基準を示している⁽¹⁰⁾とらえることができる。この判決については、理髪業が労務の請負ないし提供であることと、場屋營業であることとは両立しうるものであり、判決のように互いに排他的とらえることに批判が多いものの、前述のような場屋營業に該当するか否かの基準として、一つの参考にはなると考へる。このような考へ方を取る裁判例として、東京

地裁平成元年一月三〇日⁽¹¹⁾がある。この事件は、場内整理のため車の鍵を従業員が預かる方式をとる駐車場を經營する被告が、客から預かつた自動車を盗難された際に、車内に置かれてた高価品については五九五条により責任を負わないという主張（抗弁）をした事件であるが、裁判所は、「基本的商行為として物の寄託を受けることを業とする場合に、（場屋の主人に關する責任の規定は）直接適用されないと判断した。この裁判例は、何が主たる業務かという点が重視されていることから大審院と同様の考へ方に立つといえよう。また、本件の原審もガソリンスタンド營業が「ガソリン等の販売、洗車、オイル交換等の請負等をその營業とするのであり、顧客をしてその設備を利用させる關係にはない」として、ガソリンスタンド營業を場屋取引に該当しないと判断している。この原審の判断は、設備の利用と労務の提供のいずれが主かという比較はなされていないものの、營業の内容が請負等であることを場屋營業に該当するか否かの判断に取り込んでいる点については、大審院判決と類似している⁽¹²⁾。

以上のように、ある營業が場屋取引に該当するか否かについての判断基準は、学説上必ずしも明確でなく、また、五九四条各項が規定する場屋の主人の責任が争われた事案は、そのほとんどが条文上例示された營業の事例であるため、これを判断する裁判例

も少ない。現在、ビジネスチャンスを求めて様々な事業形態が発生していることを考えると、ある営業が場屋営業に当たるか否かについての判断基準は、できるだけ明確であるべきと思われる。

大審院判決等の施設の利用が主か、その他の労務の提供等が主かという判断基準では、該当しうる様々な営業の中にはどちらに重きを置いているかの判断が付きにくい場合があると考えられること、また、施設の利用が主であるか否であるかは、結果的に人の行為を求めるか、設備を使うかという方向へ視点が向くように思われるが、機械化が進んだ現在、同じような内容の業態においても、機械を導入しているか否かで結論が異なることになりかねず、結果の妥当性を欠くことが予想され問題である。それゆえ、名古屋地判の提示する当該営業の本質的部分が、一定の設備を設けて広く一般の客の来集を待つことにあるか否か（以下「営業の本質基準」とよぶ）という基準に、滞在自体が営業の対象となっているか否か（以下「滞在基準」とよぶ）を加味して判断する方が、より妥当であるように思われる。

しかし、場屋取引に該当した場合、五九四条一項に定められる厳格な責任が適用されることを考慮すると、場屋取引に該当するか否かの基準は、この規定の趣旨もふまえて検討する必要があると考える。この厳格責任の趣旨は、来集する客に盗難等の危険

が少なくないことから、客が安心して場屋を利用できるように営業者の責任を強化したものであり、ローマ法上のレセプツム責任を踏襲したものと説明される¹⁴⁾。この条文の「客の来集を目的とする場屋の主人」という文言は、ロエスエル草案からほとんど変わらず現行法に至っている¹⁶⁾が、このように厳格な責任を負わせる対象を特に限定しない規整のあり方は、わが国特有のもものとされる¹⁷⁾。このようにわが国独自の概念ともいえる場屋営業にどのような営業形態が該当するかは更なる検討が必要である。とはいえ、厳格な責任を課し、その理由に盗難の危険性が挙げられる以上、場屋営業に該当するというためには、場屋の営業者に相当の注意を促さなければ、来集する客に盗難等の危険が少なくないことが挙げられるべきである¹⁸⁾と考える（「盗難等の危険」基準とする）。

この場屋営業該当性の基準について、従来指摘されてきた様々な責任加重根拠（盗難の危険性、責任加重による場屋の信用維持など）が当てはまれば広く場屋営業に含むとし、適用範囲の限定は他の基準で行うという見解がある（個々の責任加重根拠の妥当範囲については、更なる詳細な検討が必要であるとする¹⁸⁾）。この見解の場屋営業該当性につき明確な基準を設けず広くとらえるという方向性は、今後の検討を行ううえで有益な示唆を与えらると思われる。しかし、適用範囲を限定する基準としてこの見解が考え

ていると思われる基準⁽¹⁹⁾は、必ずしも明確でなく十分な限定ができていないか疑問である。場屋営業か否かに明確な基準を設けないこのようなアプローチは、事案に柔軟に対応できる反面、場屋営業該当性についての予測可能性が低くなり、思わぬ形で厳格な責任を課される可能性を否定できないのではなからうか。それゆえ場屋営業該当性について広くとらえるという方向性をもたせるとして、一定の基準の下で判断し、ある程度の予測可能性を与えるべきと考える。その基準として、従来の学説、判例の検討を踏まえると「営業の本質」基準、滞在基準に加えて、盗難の危険基準を考慮して判断すべきと考える。

これを、ガソリンスタンドについて、当てはめてみると、ガソリンスタンドは、「営業の本質」基準に当てはまると考える。次に、滞在基準、「盗難等の危険」基準については、給油中にスタンド建物内で休息することがあること、特に洗車等の場合、顧客は自己の自動車から離れることが通常であること、そのような場合、自動車を監視することができるとは営業者だけであることと考えると、これも該当するといえ、ガソリンスタンド営業は場屋営業に該当すると判断するべきである。本件判旨は、ガソリンスタンド営業を場屋営業に該当すると判断している点については、根拠が不明確であるが妥当と考える。

3 五九四条二項の責任について

本件において、本件ガソリンスタンド営業が場屋営業に該当する場合、場屋の主人が、五九四条一項の責任を負うか否かは物品の寄託がないことが前提となる。寄託の成立については、物の引き渡しを要する要物契約であり、目的物を保管する債務を負う旨の合意が必要とされる（民法六五七条⁽²⁰⁾）。また、この債務を負う旨の合意については、他人が自分の支配内の場所ないし設備に物を置くことを単に許容するだけでは成立しないとされる⁽²¹⁾。

ガソリンスタンド営業において車両の寄託について争われた事案として、給油後に車両を置いていった東京地裁昭和五九年七月三十一日判決⁽²²⁾は本件と類似の事案であるが、原告は従業員に給油や洗車の依頼もせず、特に話もせず車を置いていったことから、保管に関する合意があったとはいえないとして被告ガソリンスタンドの責任を否定した。また、東京地裁平成一二年判決⁽²³⁾では、同様に「何もしなくていいから、置いていてくれ」と声をかけスタンドを立ち去った原告の車について、鍵を預かっていた事案であったが、日頃より駐車を断るチラシを配布するなどして原告にも車両を駐車させない方針であったことが認識されていたこと等を認定して、「原告が放置した車両を被告が保管する意思のもとにその管理をしていたとは認められない」として寄託契約の成立が否

定された。東京地裁平成十年判決は、オイル交換終了を知った後も駐車を続けた原告の車両が盗難にあった事案について、オイル交換を請負契約と認定して請負契約に内包されている注意義務によつて原告の車両を保管すべき義務は負うものの、「そのために格別の保管ないし寄託契約がある時まで見る必要はない」として寄託契約の成立を否定している。⁽²⁴⁾

このように、これまでの判例では、寄託契約の成立について保管の債務を負う旨の合意が積極的になされていない点に着目して寄託の成立を否定している。本件も、本件サービススタンドでは顧客の自動車を手取扱いをしてきたこと、駐車時に対応した従業員には自動車を保管する権限がなかったこと、原告Xも積極的に駐車が受け入れられていない事実を認識していたこと、車を置いていく際に原告従業員と明確なやりとりをしていないこと等から目的物を保管する旨の同意はされていないとこれまでの判例と同様の判断をしている。本件では、従業員が「おいていかれるのですか」と確認をしているが本件のように車両を預かることについて営業上の利点はなく(むしろ営業の妨げとなつている)事実上断ることが困難な場合に、この確認をもつて積極的合意があるとするのは困難であり保管について善管注意義務を負わせ、さらに場屋営業とされた場合には、五九四条一項の厳格な責任を

課すことは妥当でもない。⁽²⁵⁾ それゆえ、寄託に関する本件の判断は妥当と考へる。

場屋営業において寄託契約が存しない場合には、五九四条二項の責任が問題となる。五九四条二項の責任は、客と場屋営業者との間に契約は存しないため、契約責任ではない。さらに、不法行為責任とも異なる客と場屋営業者との関係に基づく法定責任であるとされる。⁽²⁶⁾ とはいえ、この法定責任と不法行為責任との間に大きな差が存するかどうかは疑問である。

この法定責任と不法行為責任との違いは、五九四条二項の責任は五九六条に基づく一年の短期消滅時効、五九五条の高価品の特別規定の存在することが挙げられる。また、民法七一五条と異なり使用人の選任・監督の如何にかかわらず責任を問われる。しかし、場屋営業者が尽くすべき注意の程度が、この法定責任と不法行為責任との間でどれほど異なるのかは、明確でない。

五九四条二項は場屋の主人、または、その使用人の「不注意」により責任を課すことを規定しているが、ここでいう「不注意」とは、一般的に過失を意味するとされ、⁽²⁸⁾ また、立証責任は客の側が負うと説明される。この点で、五九四条二項の責任と不法行為責任と変わりがないが、失火責任法の適用が問題になる場合については、注意を行うべき程度につき、不法行為責任との差異を見

出す見解も存する。⁽²⁹⁾とはいえ一般的状況下で不法行為を根拠として責任を追及した場合と、五九四条二項を根拠とした場合で異なる結論になりうるのかは更なる検討が必要であろう。たとえ五九四条二項が相対的に重い注意義務を場屋営業者に課すとしても不法行為責任の認定においても、医療過誤の問題のように一般的に注意を払うことが要請される者とそれ以外の者とは払うべき注意の基準が異なることはある。それゆえ、場屋営業者に対して訴えられた不法行為責任を認定する場合に、客の持ち込んだ物品について、五九四条二項と同程度の注意を基準とされる可能性は否定できないように思われる。

本判決は、この五九四条二項について、「顧客が場屋の利用目的に沿った利用をしている場合に適用される」、また、場屋の「営業に関連しない者の場屋の利用にこれを適用することはできない」として、適用範囲を限定している。

この法定責任と不法行為責任とで、場屋営業者の払うべき注意の程度が異なるならば、本判決が顧客の場屋利用のあり方により適用範囲を限定することは、大きな意味を持たないと思われる。すなわち、注意の程度に差異がなければ、使用者の選任監督が十分でなかったことの立証の負担だけが異なることになる。しかし本判決においては、五九四条二項の責任を比較的详细な検討

により適用しないとしたにもかかわらず、不法行為責任については非常に簡単な検討で責任を否定しており、明示されていないが場屋営業者が払うべき注意の程度に差があるのとらえているようにも思われる。しかし、法定責任と不法行為責任との間で注意を払うべき程度に差があるとするとせよ、場屋以外の一般の場合よりも場屋営業である場合に不法行為責任が軽くなるわけではないため、不法行為責任の認定については十分な審理がなされているかどうか疑問である。⁽³⁰⁾

【注】

- (1) 本件の評釈として、塩崎勤「判批」民事法情報一九六号九七頁(二〇〇三年)、笹本幸祐「判批」法学セミナー一五八四号一九九頁(二〇〇三年)、後藤元「判批」ジュリスト二二八一号二六〇頁(二〇〇四年)がある。
- (2) 塩崎・前掲注(1)九八頁、また、判例時報一七九六号九五頁の本判決のタイトルおよびコメント欄もガソリンスタンド営業が場屋営業に該当しないとしている。
- (3) 笹本・前掲注(1)一一八頁、後藤・前掲注(1)二六一頁。
- (4) 西原寛一「商行為法」四二〇頁(有斐閣・一九七三年)、平出慶道「商行為法(第二版)」六二三頁(青林書院・一九八九年)。
- (5) 石井照久「鴻常夫『商行為法(商法V)』」一八九頁(勁草書房・一九八〇年)。服部栄三「商法総則・商行為法議義」二二七頁(文眞堂・一九七八年)。西原・前掲注(4)四一〇―四一二頁。
- (6) 平出・前掲注(4)六二三頁。
- (7) 石井「鴻・前掲注(5)」一八九頁。
- (8) 名古屋地判昭和五九年六月二九日判タ五三二号一七六頁。
- (9) 大判昭和二年一月二六日民集一六卷二六八頁。
- (10) 石井「鴻・前掲注(5)」一九〇頁、平出・前掲注(4)六二三頁。
- (11) 東京地判平成元年一月三〇日判時一三三九号一七四頁。
- (12) 東京地判平成三年一月一九日判時一七九六号九七頁。
- (13) 原審に、大審院判例が引用されているわけでは
- (14) 石井「鴻・前掲注(5)」一九〇―一九一頁。
- (15) 西原・前掲注(4)四二二頁、平出・前掲注(4)六一五頁。このレセプトム責任が、わが国の商法に継授されるまでの経緯、及びその今日の意味を述べる論文として、広瀬久和「レセプトーム責任の現代的展開を求めて(二)〜(四)―場屋(特に旅店)営業主の責任を中心に―」上智法学論集二卷二号七五頁(一)(一九七七年)、二卷二・三合併号二三頁(二)(一九七八年)、三卷三号一七頁(三)(一九八〇年)、二六卷一号八三頁(四)(一九八三年)。
- (16) ロエスエル草案では、六七〇条で「客ヲ引受ル營業人」と規定されている。
- (17) 我妻榮「債権各論 中卷二七二頁(岩波書店・一九六二年)。嚴格責任を負う營業の対象が比較法的に広いことについては、広瀬・前掲注(15)(一)(九五)頁が詳しい。
- (18) 後藤・前掲注(1)一六三頁。
- (19) 後藤・前掲注(1)一六一、一六二頁。
- (20) 我妻・前掲注(17)七二〇頁(岩波書店・一九六二年)。但し、諾成的寄託契約も成立しうるとされ、商法上の倉庫寄託契約では、諾成契約説が強く主張されている(西原・前掲注(4)三五四頁、石井「鴻・前掲注(5)」一九六頁、平出・前掲注(4)五七四頁等)。
- (21) 我妻・前掲注(17)七一〇頁。
- (22) 東京地判昭和五九年七月三二日判時一一五〇号二〇一頁。
- (23) 東京地判平成二年九月二八日判タ一〇五四号二二七頁。この事案では、鍵を預かっていたことから事務管理の成立が認められている。
- (24) 東京地判平成一〇年一月二〇日判時一七〇八号一三六頁。
- (25) 寄託契約の成立について、例えば、寄託により利益を得ているような場合に、合意を広く観念して寄託契約の成立を認めることも可能のように思われる。本件のように積極的な保管の意思が必要となる場合はどのような場合かについてはさらなる検討を要する。
- (26) 竹田省「商行為法」二二〇頁(新書出版・一九三二年)、石井「鴻・前

掲注(5) 一九二頁、西原・前掲注(4) 四一三頁、服部榮三『商法総則・商行為法講義』二七九頁(文眞堂・一九七八年)、平出・前掲注(4)。

(27) この点について沢野直紀「判批」私法判例リマックス二五号(二〇〇二下) 九〇頁、九一頁参照(二〇〇二年)。不法行為責任を追及した。

(28) 西原・前掲注(4) 四一三頁、服部・前掲注(26) 二七九頁。

(29) 弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法』一八六頁(有斐閣)、例として、場屋において営業者の軽過失による失火あり、これにより客の携帯品が滅失した場合があげられる。軽過失による失火に關して、場屋営業主に契約法上の安全配慮義務違反を理由として責任を追及することを検討するものとして、下森定「ビル貸主・場屋主人の安全配慮義務と失火責任法」法学セミナー三三八号二二六頁。ただし、下森論文は、場屋営業者と利用者間に契約がある場合を前提にしており、不法行為責任の認定における問題は触れられていない。

(30) 笹本・前掲注(1) 一一九頁、後藤・前掲注(1) 一六三頁。